

農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 農薬取締法に基づく農薬の使用の禁止に関する規定の適用を受けない場合を定める省令（平成十五年環境省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>農薬取締法（以下「法」という。）第十一条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第十条第一項の必要な措置を執るために農薬を使用する場合</p>	<p>農薬取締法（以下「法」という。）第十一条ただし書に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一～三（略）</p>